６．みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和８年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了　又は　目標以上成果があった	2	5.6%	0	0.0%
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく　又は　あるものの事業を実施中	34	94.4%	36	100.0%
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了　又は完了し事業に着手	0	0.0%	0	0.0%
D【20%～50%未満】…課題等への対応中　又は　事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～20%未満】…未着手　又は　着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%
	※未	2		2

令和９年度事業の方向性							
区分		取組数	割合	区分		取組数	割合
A		2	5.6%	C	1	0	0.0%
B	1	33	91.7%		2	0	0.0%
	2	0	0.0%	D	1	0	0.0%
	3	1	2.8%		2	0	0.0%
※未		2			3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【実行手段】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
6 みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】								
1 地域コミュニティと自治の育成								
1 コミュニティ施設の維持管理								
1	計画的な地域集会施設の建設・維持管理		令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改定した公共施設等総合管理計画等に基づき、町屋地域集会施設・仲町屋地域集会施設の改修工事を行いました。	B	令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改定した公共施設等総合管理計画等に基づき、沢尻地域集会施設・弥勒寺地域集会施設の改修工事を行います。	B1	B	総務課
2	地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開		地域集会施設等で行われている地域の茶の間等で依頼を受けて出前型介護予防事業を行いました。 また、地域集会施設を活用し、介護予防サポーターが中心となった介護予防事業を実施しました。 出前型介護予防事業　6か所　後8回予定 ひまわり健康教室　年21回	B	介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援として地域の茶の間等への出前型介護予防事業を行います。	B1	B	福祉課
2 コミュニティ活動に対する支援								
1	活動団体の育成・支援		自治会の世代間交流等を目的としたイベントのあり方について、各自治会のヒアリングを実施し、活動状況を把握します。	B	イベント等のあり方について、引き続き自治会長連絡協議会等において多くの自治会で共有し、自治会活動の充実に取組みます。	B1	B	総務課
2	自治会再編の支援		令和５年度にて廃止	―		―	―	総務課
3	自治会職員担当制度		制度を活用する自治会数は、令和３年度は７自治会、令和４年度は９自治会、令和５年度は６自治会、令和６年度は６自治会、令和７年度は１自治会となっています。自治会からの要請により活動を行っています。	B	職員の配置を希望する自治会はやや減少傾向ですが、制度は存続とし、町と自治会の協働・連携協力の推進に取組みます。	B1	B	総務課
4	自治会との情報共有・ペーパーレス化の推進		令和７年度にて廃止	―		―	―	総務課
5	地域コミュニティ活動交付金制度の活用		全自治会、交付金を財源とした、様々な事業や行事を実施しています。コロナ前までの活動水準に戻している自治会も多くあり、活動経費は全体的に増加傾向にあります。	B	コミュニティ活動が減退しないよう、交付金の効果的な使途についても引き続き随時提案していきます。	B1	B	総務課

【実行手段】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
2 オール松田で協働のまちづくり								
1 協働のまちづくりの推進								
1	自治基本条例に基づくまちづくりの推進	拡充	令和４年７月より運用していた「松田町ＳＤＧｓ推進プラットフォーム」は、利用者が少数だったことから利用を停止しました。普及啓発に向け、今年度はまつだ子どもカフェにおいて、SDGｓを学ぶ場を設けることとしました。	B	自治基本条例の３原則に基づき、町民・議会・行政のすべての主体が、愛町心と地域づくりへの意欲を持ち、協働（連携・協力）のまちづくりを推進できる環境・体制を整えていきます。	B3	B	政策推進課
2	情報共有（広報・広聴活動）の推進・充実	拡充	広報紙に関心を寄せて頂けるよう、地域性や時期を考慮した紙面構成を行っていきます。 また、紙面の活用だけでは補えきれない情報等は、町公式サイトやSNS等を活用し、発信することで、広く情報共有を図ります。 各事業課においても、積極的に情報発信を行うよう、庁内組織の「情報発信推進委員会」にて、働きかけを行っていきます。	B	町民等の町関連の情報入手先は多様化していることから、広報紙のみならず、SNS等、多様な媒体で情報を発信していきます。また、SNSのユーザー数の増加に向けた取組も実施していきます。	B1	B	定住少子化担当室 総務課
3	参加、協働・連携協力の推進	拡充	令和８年度は、９月25日から「第７次総合計画　基本構想・基本計画」に関するパブリックコメントを行っています。今後、「立地適正化計画改定」、「耐震改修促進計画改定」、「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」のパブリックコメントを実施予定です。 また、９月26日には町政懇話会を開催し、松田地区25人寄地区12人の方に参加いただきました。	B	引き続き、パブリックコメント及び町政懇話会（地域座談会）にて意見交換の活性化を目指し、いただいた意見を実現可能な施策へと昇華するように取組んで行きます。	B1	B	政策推進課
4	チルドレンファースト事業の管理・推進	新規	総合計画の進捗管理に合わせ、チルドレンファースト事業に位置付けた各種事業の進捗管理を行っています。 まつだ子どもカフェについては、11月１日の開催に向けて、企画や参加募集を行いました。	B	第７次総合計画においても、引き続きチルドレンファーストを町の将来像として掲げ、各重点事業の進捗管理等を行います。 より深く、子どもたちの意見を広く聞くとともに、学べる機会とするため、実施方法を含め検討していきます。	B1	B	政策推進課
3 人権・男女共同参画・女性活躍								
1 人権問題対策事業の実施								
1	人権相談窓口の充実		コロナ禍以降、毎月の町人権相談、特設人権相談を事前予約制にて行いました。また、12月に特設人権相談及び1月15日に足柄上地区部会特設人権相談を実施する予定です。 人権相談（例月）：１件（令和８年９月末現在）	B	法務局の指示がない限り、事前予約制にて次のとおり実施します。 ・毎月15日：町人権相談日 ・6月：「人権擁護委員の日」による特設人権相談 ・12月：「人権週間」による特設人権相談 ・1月上旬：足柄上地区部会特設人権相談	B1	B	福祉課
2 各種啓発活動の推進								
1	人権啓発講演会の開催		「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、12月5日に映画を実施します。また、12月４日～10日の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の一室で普及啓発のためのパネル展示を実施しました。 その他、ジェンダー平等に向けて、地域における普及啓発を継続的に行うため、神奈川県西部広域パートナーシップ制度連絡協議会を開催し、普及啓発の研修会を2月に実施しました。	B	12月4日(土)に「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、講演を開催予定（教育課）。12月の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の一室で普及啓発のためのパネル展示を行います。また、LGBTQに関しても近隣市町と普及啓発を進めていくため、協議を進めていきます。	B1	B	福祉課
3 行政における意思決定への女性の参画								
1	審議会における女性の登用促進		「男女共同参画プラン(計画期間：R5～9）に基づき、各所属が実施した事業(施策)の状況をPDCAの観点から確認(調査)します。 また、意思決定への女性の参画を促すため、「男女共同共同参画」社会の実現に向けた、セミナー等を開催します。	B	現「松田町男女共同参画プラン(計画期間：R5～9)」の最終年度を迎えることから、現計画の評価と次期計画を策定を行っていきます。	B1	B	定住少子化担当室

【実行手段】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
4 社会環境整備の促進								
1	男女が対等な立場で社会に参画できる環境の整備		「松田町男女共同参画プラン(計画期間：R5～9）」に基づき、各事業課と共に関連事業を推進していきます。 担当課としては、「男女共同参画」をテーマとした講演会を実施し、意識の啓発を図っていきます。	B	現「松田町男女共同参画プラン(計画期間：R5～9)」の最終年度を迎えることから、現計画の評価と次期計画を策定を行っていきます。	B1	B	定住少子化担当室
2	女性が輝き活躍できるまちづくりの推進		女性の雇用創出や創業支援、生活支援を通じて地域経済活性化を図ることを目的に設置した「松田町創生推進拠点施設(スプラポ)」の運営について、指定管理(期間：R6～10年度）により、利用者が安心して利用できる施設運運営に取組みます。	B	引き続き、指定管理者と共に施設目的である女性の雇用や地域活性化のため、施設内のソフトの拡充（新規テナントの誘致)を行います。	B1	B	定住少子化担当室
4 行政運営								
1 行政改革の推進								
1	効率的な仕事の進め方の導入		各所属で業務ごとの年間計画を作成して毎月の進捗管理を実施しました。月ごとに進捗を確認しているため、遅れが生じている場合は早めの事業修正等を行っています。また、研修計画と連動することで、職員自身の能力の向上も図っています。	B	引き続き、所属ごとに業務の年間計画を作成して毎月の進捗管理を実施していきます。	B1	B	総務課
2	組織体制の運用		令和５年度から運用を開始した新しい組織体制について、検証を順次行います。	B	引き続き、機構改革の成果について検証を行います。	B1	B	総務課
3	職員の定員適正化		類似団体と比較すると正規職員数が少なく、また、条例上の定数よりも少ない状況にあります。総合計画に掲げられた事業の推進や新たな行政需要に対応するため、専門職を含めた職員の募集を行いました。	B	国県の動向を注視し、今後の行政需要の動きを捉えながら、適正な職員配置の見通しを立て、必要数の確保を行います。	B１	B	総務課
4	職員研修計画の実施		段階的に職員の能力が向上していくよう、令和６年度に経験年数や職責に応じた必須研修の見直しを行ったため、必須研修の受講を強く促しています。また、町独自の研修では、全職員向けの人事評価研修、管理監督職向けのリスクマネジメント研修を実施します。	B	公務員として必要となる知識やスキルを身に着けるため、必須研修以外の研修についても積極的に受講を促し、かつOJT研修により実務も習得させます。また、町独自の研修では、時間を選ばず受講できるeラーニング研修の回数を増やす予定です。	A	B	総務課
5	職員接遇アンケートの実施		令和７年３月から通年で意見を回収する来庁者接遇満足度調査（通年でのアンケート）を導入しており、アンケート結果から改善を図ります。また、毎年度、接遇強化月間を設定することで、職員の接遇意識の向上を図ります。	B	引き続きアンケートの実施及び分析を行い、来庁者目線での課題を把握し対応策を講じます。	B1	B	総務課
6	デジタル技術の活用	新規	デジタル技術の活用により職員の事務・町民の行政手続きの利便性を高めるため、令和５年度に設置した町デジタルファースト推進協議会において、今後の導入するデジタル技術について検討する会議を開催しました。 行政改革大綱には、業務のデジタル化を掲げ、各業務のDXを推進しています。 令和８年度には、生成AIを導入しました。	B	令和８年度中に、全庁的なDXの推進に係る方向性を定めます。 その方針に則り、行政手続きのオンライン化の推進や、個々の新たなシステムの導入・運用をしていく上での効果などの分析を行い、町内のDXを推進します。	A	B	政策推進課 総務課
2 官民連携の推進								
1	官民連携の推進	新規	官民連携（PPP）の推進のため、連携協定協定締結済事業者と個々に事業を実施していくとともに、新たな分野での連携先を模索し、多様な主体との連携を進め、地域課題の解決を図っていきます(８年度中に既に1社と協定締結済) また、PPP推進にあたり、理解醸成のため、職員に対し、国等が開催するセミナーへの受講を促し、知識の習得を進めていきます。	B	連携協定済の事業者とは、継続的に連携事業を実施し、町民サービスの向上を図っていきます。 また、地域課題は多岐に亘ることから、新規連携先の発掘も模索していきます。	B1	B	定住少子化担当室

【実行手段】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
5 財政運営								
1 財源の確保								
1	収納率の向上と体制の強化		税務課職員及び収納対策員により財産調査、文書催告、納税折衝を行い、納付がない者については滞納処分60件を実施しています。 また、徴収に関するスキルの継承や困難事例に対する連携強化を図るために、税務課と町民課で共に徴収業務に専念する「徴収の日」を設けています。令和８年度は、令和７年度に引き続き、転出者への滞納整理を強化し、訪問による納税折衝、納税催告、来庁要請や現地調査などから、納付計画の作成や差押えなどの滞納処分を徹底して実施できるように注力しています。	A	財産調査により、預金、給与、年金及び生命保険の差押え、また、不動産公売、動産のインターネット公売などの滞納処分のほか、訪問して生活実態を調査し、状況によっては執行停止を行い、収納率の向上を目指します。	B1	B	税務課
2	キャッシュレス納付の推進	新規	令和８年度は、引き続き町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税において、eLQR納税（eLTAX（エルタックス）を利用した納税方法）によりスマホ決済、クレジットカード支払いなどができ、納税方法が拡充されています。また、今後はeLTAX等を利用した固定資産税や軽自動車の納税通知書を電子化する取り組みが全国的に展開されるため、キャッシュレス納付の推進を併せて周知していきます。	A	発布する納税通知書に口座振替やキャッシュレス納付を勧奨する通知を同封することや広報紙へ納付方法の案内を掲載するなど、引き続きキャッシュレス納付等の周知をしていきます。	B1	B	税務課
3	町有地等の利活用の促進（再掲）		旧寄中学校は、民間事業者が農林水産アカデミーの事業開始に向け、より効果的な事業が実施できるよう、令和6年度から行った校舎の改修工事が7年度に完了しました。また、公有地の利活用に向けて町営住宅の解体などに着手しながら、可能性調査の結果をもとに事業化の前提条件となる課題解決と新たな町有地の売却を見込んでいます。	B	公有地の利活用に向けて町営住宅の解体などに着手しながら、可能性調査などの事業化の前提条件となる各種課題の解決や新たに町有地の売却等を検討します。	B1	B	定住少子化担当室・総務課
4	町税外収入等の積極的な歳入確保	拡充	令和8年10月に大規模な「ふるさと納税に関する制度改正」があり、指針に準拠した対応を行いつつ、多様なニーズに対応した体制づくり及び商品開発を進めていきます。 また、「企業版ふるさと納税」は、寄附検討企業に対し、アプローチを積極的に行い、税外収入等を確保していきます。	B	新たな基準に準拠した「ふるさと納税」返礼品の拡充に努めます。 また、企業版ふるさと納税については、中間事業者を活用し、多様な寄附検討先とのマッチングを推進していきます。	B1	B	定住少子化担当室
2 財務状況の公表と町民の理解促進								
1	財務状況の公表		財政運営にあたっては、法令に基づいた財務状況の公表のほか、町広報紙により予算・決算などの記事を掲載し、町民への周知を図ります。	B	法令に基づいた財務状況の公表や町広報紙による予算・決算の記事による町民への周知に加え、『「出前講座」及び「人材バンク」の制度』と連携する形で、財政に関する出前講座を実施することで、町民の理解促進を進めます。	B1	B	政策推進課
3 公共施設の計画的な管理								
1	公共施設維持管理事業		公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施しています。令和８年度は、町屋地域集会施設及び仲町屋地域集会施設の改修工事を行いました。	B	公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施しています。令和９年度は、沢尻地域集会施設及び弥勒寺地域集会施設の改修工事を予定しています。	B1	B	総務課
2	使用料等の見直しの検討		JR松田駅前臨時駐車場及び仲町屋町営臨時駐車場の利用者増加を図るため、町広報や町公式サイト、近隣町への広報掲載を依頼しました。引き続き、利用料金の減額等を行い、寄地域の方は月額4,000円としています。	B	JR松田駅前臨時駐車場及び仲町屋町営臨時駐車場の利用者増加を図るため、町広報やホームページ、近隣町への広報掲載の周知を行います。引き続き利用料金の減額等を検討します。	B1	B	総務課

【実行手段】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略（新規・拡充）	令和８年度事業内容・実績（見込）	令和8年度評価	令和９年度の事業内容	令和9年度の方向性	事業総合評価	担当課
6 広域行政・国際交流								
1 広域行政の推進								
1	広域連携の強化による組織づくりや各施策事業の推進		各枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取組むべき施策等について、協議や研究を行いました。 県西部広域行政協議会については、今後効率的に取組を推進するために役割等を協議しました。	B	設置された各組織の目的ごとに、それぞれの枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取り組むべき施策等（例：広域的な森林管理、防災等）について、規模のメリットを生かした検討や研究を行っていきます。	B1	B	政策推進課
2	足柄上地区ごみ処理施設整備		足柄上衛生組合が事業実施主体となり、新施設の設計と共に既存施設の解体を行なっています。また、諸課題の整理・対応検討及び広報・町公式サイト等による町民への周知を行っています。	B	足柄上衛生組合を主体に、新施設整備を行います。また、諸課題の整理・対応検討及び広報・町公式サイト等による町民への周知を行います。	B１	B	環境上下水道課
3	広域証明発行サービス事業の継続・コンビニ等サービス提供		県西地域広域証明発行サービスは令和７年度末をもって終了したが、その影響で町民の利便性が損なわれることのないよう、コンビニ交付サービス等他のサービスの周知を図りました。また、コンビニ交付サービスを利用する際に必要となるマイナンバーカードの交付を促進するため、月４回の夜間窓口や月１回の休日窓口のほか、月２回の県出張サポート窓口を開設し、カード保有率増加に繋げました。	B	現在、戸籍の広域交付の需要が大幅に増加しており、利用者の利便性が高まっている一方で、窓口の混雑が避けられない状況となっています。混雑緩和策として、役場に来庁せずに利用可能な諸証明のコンビニ交付サービスに必要となるマイナンバーカードの普及促進及び利便性についての広報に取り組みます。また、マイナンバーカード交付促進のため、平日夜間及び休日窓口の開設を継続します。	B1	B	町民課
4	斎場の広域利用	新規	構成市町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で整備した斎場であり、小田原市に事務委託をしています。構成市町とは連絡会議で施設や運営に関する意見交換等を行い連携を図っています。	B	小田原市への事務委託により、維持管理・運営を行います。構成市町とは連絡会議で施設や運営に関する意見交換等を行い連携を図っていきます。	B１	B	環境上下水道課
2 国・県との連携強化								
1	各種施策の実現に向けた改善・要望等の実施		町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を実施しました。	B	町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を継続して実施していきます。	B1	B	政策推進課
2	県西地域の活性化		令和５年度に県が策定した、第３期県西地域活性化プロジェクトに掲載されている地域活性化に関連する事業として、主に移住定住促進や未病センターの運営、新松田駅周辺の整備などに取り組みました。	B	県西地域活性化プロジェクトについては、令和５年度とりまとめた計画が令和９年度末まで期間が延長となりました。引き続き、計画に則り、更なる移住促進に重点を置いた事業展開を推進していきます。 また、令和９年度には次期プロジェクトの検討が開始される予定です。	B1	B	政策推進課
3 姉妹町交流事業								
1	姉妹町交流事業の推進		令和８年度は横芝光町の産業まつりを11月15日、松田町の産業観光まつりを11月８日に開催予定です。例年どおり、両町の特産品の販売を行うなどの交流を予定しています。	B	姉妹町同士の交流を行うことで、友好親善と観光事業等の活性化を図るため、令和９年度も継続的に「まつだ産業観光まつり」における交流事業を行います。	B1	B	政策推進課 生涯学習推進課
4 国際交流事業								
1	国際交流事業の推進		各種の町事業に併せ国際交流ボランティアを中心に交流会を開催し、町民の意識高揚や外国人の来町者の増加に繋がっています。	B	観光まつりや、きらきらフェスタ、桜まつりなどの開催に合わせ、外国人が来町する機会を設け受け入れ態勢を構築を進めるとともに、各種体験会等により外国人と町民が直接交流できる機会を設けます。	B1	B	生涯学習推進課